

總務常任委員長報告



伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する必要な事項を、この条例で定めるものです。来年1月か

「に関して、職員に違反行為等があつたとき、罰則規定はどうなつてゐるか。」との質疑が

意見がありました。
それを受け、総務課長
より「報道等では、
『悪用されやすい』

総務課長より「本案は、停職の期間を国に準じた取り扱いとし、併せて所要の改正を行

認しております。人事院の規則のなかでも『1年以下』と規定されていることから、問

より、「便利になる反面、個人情報の漏えい等が非常に危ぶまれる。あらゆる方面でのセキュリティの強化に力を入れてほしい。」との

議案第82号 阿蘇市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について

議案第81号 「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」

湯淺 正司
総務常任委員長

案は、番号法の施行に
総務課長より、「本

補足説明がありました。

いかと考える。」との意見があり、別の委員

今後、その処分に対し、
人事委員会に不服申し

のか。」との質疑があ
り、総務課長より、

「県内の自治体で停職期間を1年以下としているところはあります。県外では、福岡市・北九州市・鹿児島市・那覇市等で運用されています。人員配置に関しましては、参考未満の職員は、各課内の業務量等を勘案した上で、部長権限により部内異動をすることは可能であります。また、他の職員に過剰に負担を強いるようであれば、4月の異動時期に合わせて全体的な配置の見直しを行います。」との答弁がありました。

委員より、「処分を受けただけでも本人の損失というものは非常に大きい。総合的に考えた時に、本人を更生させることが前提であるから、県内で優先的にやることもないと考え、『6月以下』という現状維持でいくべきと考

る」との意見がありました。

このような審議を経

て、挙手による採決を行いました。

その結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号 「阿蘇市税条例等の一部改正について」

委員より、「税の減免申請の期限が、『納期限前7日』から『納期限』までに改正され

ているが、ぎりぎりの申請では、事務処理上の混乱や、市民とのトラブル等が起こりうるのではないかと心配するが。」との意見があ

り、市民税係長より「免除申請の現状とし

ており、市長より、「この改正は、どちらかといふと緩和策に近い気がする。以前から徴収率が気になつていてが、この改正が徴収率にどのよう



件が合う方が申請してからの免除決定ということになります。ぎりぎりに申請された方で口座振替の方は、引き落としが止められないケースも出てきますが、きちんとお返しすると

いうことを十分説明をして、丁寧な対応をとつていきたいと考えております。」との答弁がありました。

また、別の委員より



お知らせ端末サーバー 他

入れていく等、今後も十分検討してもらい、是非とも収納率の向上に努めてほしい。」との意見がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第90号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」

総務課所管分

委員より「お知らせ端末について、26年に製造中止されているものを、今後5年間このまま使つていくと、在庫確保のために、使用者のを先行して多額の予算を使つて購入することに對して、疑問を持つが。」との意見があり、「現在、お知らせ端末を動かしているシステムの更改時期が到来していますが、次世代システムは現在開発されているものの、本のように9000台の導入事例がなく、運用できるのかも現段階では明確でないことから、リスクや費用対効果等を考えた時に、現在の

システムを延命することとしました。そのため、次期更改までに必要な端末数を確保する必要があります。」との答弁がありました。

それに対し委員より、「逆に今の端末の確保が300台で足りるのか。また、新しいソフトを5年後に入れるとなれば、4億～5億の費用がかかり、また端末をタブレット等に変更しなければならないというケースも考えられ、そういうふうなとさらに莫大な費用がかかるということだが、そのあたりはどう考えるのか。」との質疑があり、「費用の試算は、あくまでも現在開発されている機器等で考えた場合の試算です。次期更改の5年後までに、告知システム等がある程度普及してきた場合は、費用的にも下がつてくると思われますし、機種やシステム 자체、何

を入れるかによつても左右されます。また、端末の見込み数ですが、過去5年間の実績を検証し、今後の故障率の上昇まで見込んでから試算し、計上しております。」との答弁がありました。

委員より、「ここでも製造中止の端末を大量に購入するためには予算化するよりも、もつと改修できておりました。」との答弁がありました。

長は可能になり、7年、8年と延長して使えるケースもございます。」との答弁がありました。

課長より「延長的にはわずかであります。基本的に年次計画で替えてきましたし、幹線道路が中通に通りましたので、その際、管の付け替えも一緒に行いましたので、ある程度は改修できておりました。」との答弁がありました。

8年と延長して使える

議案第95号「平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

請願第5号「『TPP「大筋合意」の撤回を求める意見書』を国会に要請する請願書」

委員より、「石綿管Pについては、大筋合意が国際的に決定しており、この段階で撤回を求めることは、果たして現実的な話だろうかと考える。それより、今の農業・産業に対し

その結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その結果、全会一致で、本請願は「不採択」にすべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました

との質疑があり、財政課長より「延長的にはわずかであります。基本的には年次計画で替えてきましたし、幹線道路が中通に通りましたので、その際、管の付け替えも一緒に行いましたが、大筋合意の撤回を求めるよりも、農業関係や被害に対しても補助、支援策を求めることを優先すべきではありませんか。」との意見がありました。

この結果、全会一致で、本請願は「不採択」にすべきものと決定いたしました。

以上の報告で

ての支援策の拡大を求めていくべきだと考

る。」との意見がありました。別の委員より「私も同じ意見で、実際に農協関係者の方等と話をし、調査もしてきましたが、大筋合意の撤回を求めるよりも、農業関係や被害に対しても補助、支援策を求めることを優先すべきではないか。」との意見がありました。

この結果、全会一致

で、

めしていくべきだと考

る。」との意見がありました。別の委員より「私も同じ意見で、実際に農協関係者の方等と話をし、調査もしてきましたが、大筋合意の撤回を求めるよりも、農業関係や被害に対しても補助、支援策を求めることを優先すべきではないか。」との意見がありました。

以上の報告で